

# 律令制下に於ける中臣氏の存在形態

広島県立福山工業高等学校教諭

岩崎 欽司

はじめに

中臣氏に関する研究は、従来その名義に関するもの<sup>(1)</sup>、成立に関するもの、氏族制度の中での位置付けを考へるもの、藤原氏との関係を述べるもの、或は、神祇官制度に於ける神祇官僚としての役割を明らかにするもの等<sup>(2)</sup>である。これらはすべて始めから中臣氏を神祇祭祀氏族として把握したものである。そして、その上での分析であったと言えよう。しかも、その時代設定は、おもに律令時代以前のものであり、その中でも個々の時代ごとの研究であったとみられる。このように考えると、不思議なことに、中臣氏を氏族として、各時代に渡り、全体的に把握したものはなく、特に、律令時代の中臣氏について、正面から論じた研究は皆無といえよう。

その理由は数々考えられようが、さしあたり次の二点が指摘できる。

一つは「中臣氏と忌部氏」、或は「中臣氏と卜部」といわれるように、中臣氏の成立時点に於いて、神祇祭祀に關係していたとみられており、中臣氏といえばすなわち神祇祭祀氏族であるということが、周知とされるためであろう。

さらに二点目として律令時代に於いて、中臣氏の者が神祇官人に補任され、また伊勢神宮との關係に於いて祭主や大神宮司に補任されており、やはり、神祇に關係をもっていたことが知られるためである。つまり、中臣氏の立場に

いささかの变化も生じていないとみられることによるのである。

しかし、現実には『続日本紀』(国史大系)  
(以下同じ)に、

詔以大納言正三位大中臣朝臣清磨為右大臣。(宝龜二年(771)三月庚午条)

とある如く、中臣氏の者が、神祇祭祀とおよそ掛け離れたことに關係していることを示す史料が見いだせるのである。そこで私は、中臣氏が藤原氏と分かれたのちの律令時代を中心に(それ以前の中臣氏の成立問題、またそれ以後については別に考察予定)系図等も含めた關係史料を用い、中臣氏という氏族を包括的に把握し、その存在形態を明らかにすることを試みたのである。

## 一 神祇官としての中臣氏

大宝律令が発せられる以前、文武天皇二年(698)八月丙午条に、

詔曰。藤原朝臣所賜之姓。宜令其子不比等承之。但意美麿等者。縁供神事。宜復舊姓焉。

(『続日本紀』)

とある如く、不比等の子孫を藤原とし、神事に関わるとして意美麿の子孫を中臣とするとの詔が出された。これは藤原氏、或いは中臣氏内部に於ける祭政の分離を示すものであり、これによつて、藤原氏或いは中臣氏は、政治を担当する藤原氏と神事を担当する中臣氏に分かれたとみる見方が、(3)学会一般の理解とされてきた。つまり、これ以後主に不比等の系統のものが、藤原氏として政治にあたり、それとは対象的に、意美麿等、それ以外の系統のものが中臣氏或は大中臣氏として神事にのみ専従したものと見方がなされてきたのである。

ところで、それより三年後、『続日本紀』大宝元年(701)八月癸卯条に、

遣三品刑部親王。正三位藤原朝臣不比等。從四位下下毛野朝臣古麻呂。從五位下伊吉連博徳。伊余部連馬養等

撰<sub>レ</sub>定律令。於是始成。大略以<sub>レ</sub>淨御原朝廷爲<sub>レ</sub>准正。仍賜<sub>レ</sub>禄有差。

とある如く、いわゆる大宝律令が、淨御原律令に準じた形で完成したのである。

そして、それによつて律令官制も完成したものとみられる。しかし、残念ながら大宝令は現存しておらず、従つてその正確な構成は不明であるが、幸いにして、令義解、令集解の地の文に、その後の養老六年に完成した養老令が伝わっており、大宝令官制のおよその構成を求めることができる。

その官制の構成は、中央に神祇官、太政官の二官を置き、その太政官の下に八省を置くなどというものである。それらは勿論官衙であるが、そこにはそれぞれを運営する官人がいる。

そこで、その官人をここでは次の様に分けて考えることにする。神祇官の官人をいわゆる「神祇官人」、それ以外の官の官人をここでは「政治官人」と呼ぶことにする。

次に、その員数構成をみる。『職員令』（『令義解』『国史大系』）によれば、

神祇官

伯一人。大副一人。少副一人。大祐一人。大史二人。少史二人。神部卅人。卜部廿人。使部卅人。直丁二人。

との如く、神祇官人は総数八十九名である。また、『官位令』に、

従八位

神祇少史

(中略)

以前上階

とある如く、その有位者は少史以上ということになり、従つて「神祇官人」の内、有位者をここでは特に「神祇官

僚」と呼ぶことにする。すると「神祇官僚」は七名ということになる。それと同じく、「政治官人」の中の有位者を「政治官僚」と呼ぶことにする。その総数を同じ方法で求めると八百四十五名となる。その内訳は次の様になる。

中央・地方別	総数	
中央官僚	556名	76名
地方官僚	289名	58名

中臣氏と藤原氏との関係を把握する場合、以上律令官制の構造でみたように、官僚を神祇と政治に分け、神祇官僚としての中臣氏の存在をとらえ、中臣氏を以てそれにあて、逆に言えば藤原氏を以てそれ以外の政治官僚にあてるといふ見方が、これまで学会に於ける常識的なイメージだったのである。

それでは、このような官制が、実際に機能していたとみられる、つまり、一般に律令制が維持されていたと考える史上聖帝の誉れ高い醍醐・村上天皇の時代、延喜・天曆のころまでの中臣氏の実際の存在形態を明らかにしていきたい。

但し、ここではそのような神祇・政治官僚の中でも、特に貴族として、「選叙令」に、

凡五位以上子出者。一位嫡子從五位下。庶子正六位上。二位嫡子正六位下。庶子及び三位嫡子從六位上。庶子從六位下。(中略)其五位以上。帶勳位高者即依<sub>レ</sub>当勳階。同<sub>レ</sub>官位蔭。四位降<sub>二</sub>一等<sub>一</sub>。五位降<sub>二</sub>二等<sub>一</sub>。

とある如く、「蔭位」という特権が与えられている五位以上の官僚に注目して、中臣氏の神祇官僚としての補任状況より、その実態を究明していくことにする。

まず、神祇官に於ける五位以上の官僚、神祇伯と神祇大副の補任から考察を加えていきたい。

正史にみえる大宝律令下の最初の補任を示す記事は、『続日本紀』和銅元(708)年三月丙午条に、  
 以<sub>二</sub>從四位上中臣朝臣意美麿<sub>一</sub>爲<sub>二</sub>神祇伯<sub>一</sub>。

とある中臣朝臣意美麿を神祇伯に補任した記事である。以下『六国史』『類聚国史』『日本紀略』(以上国史大系)『大  
 日本史料』(第一巻〜第十巻)『類聚大補任』(『群書類従』)等を用い、神祇伯・神祇大副の補任に関する記事を整理  
 すると、次の補任表が得られた。

御代	元号	年	神祇伯	神祇大副
文武	大宝	元 2 3 元 2 3 4		
元明	慶雲	元 2 3 4 元 2 3 4 5 6	○ 3・13 中臣朝臣意美麿 ○ 閏6・22	

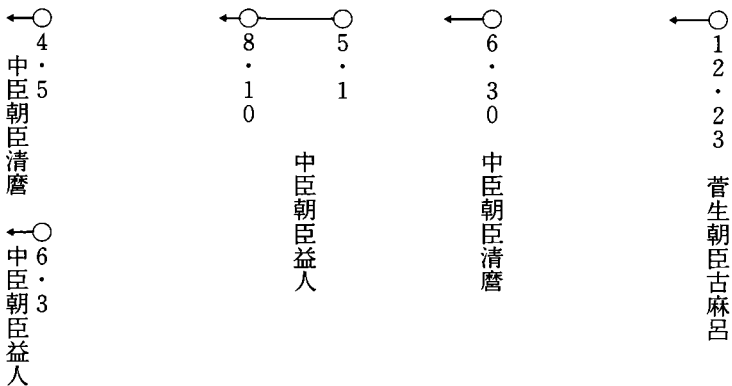
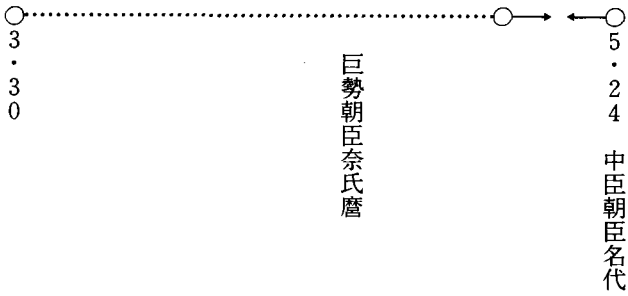


孝

謙

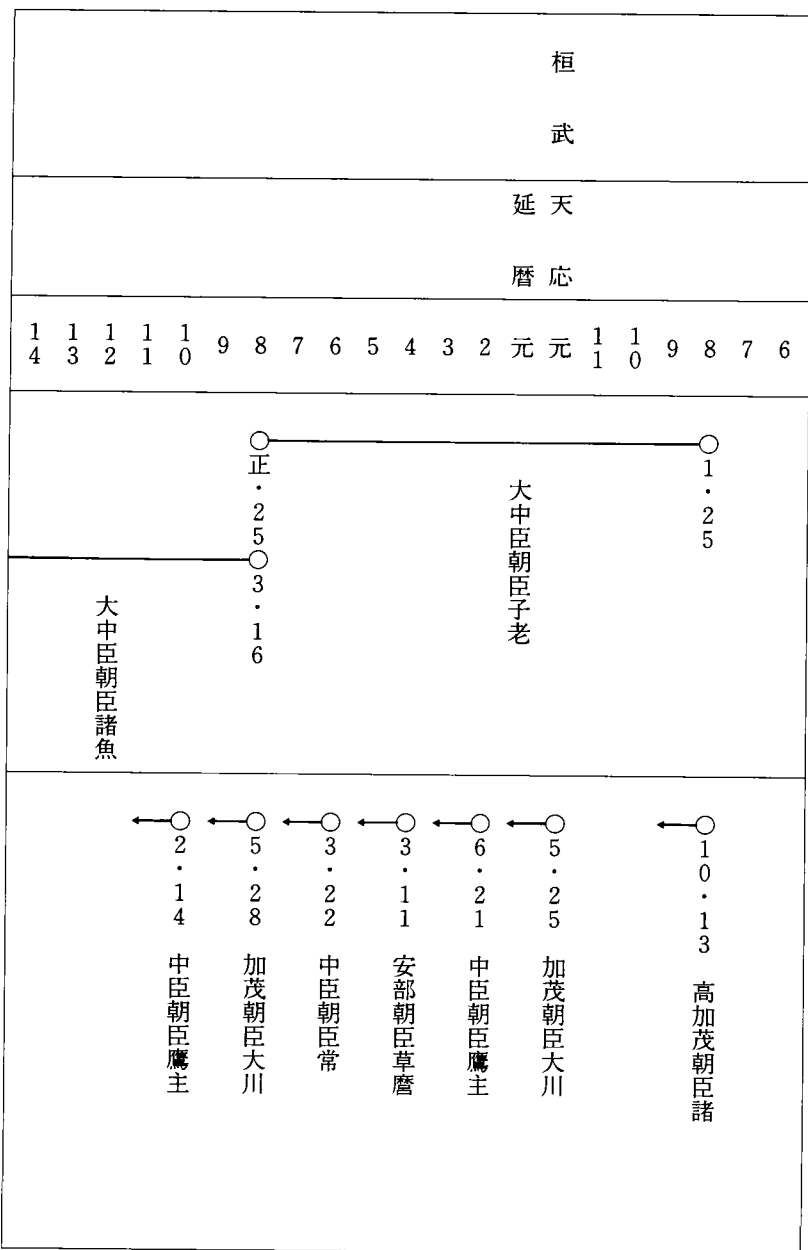
天平感宝  
天平勝宝

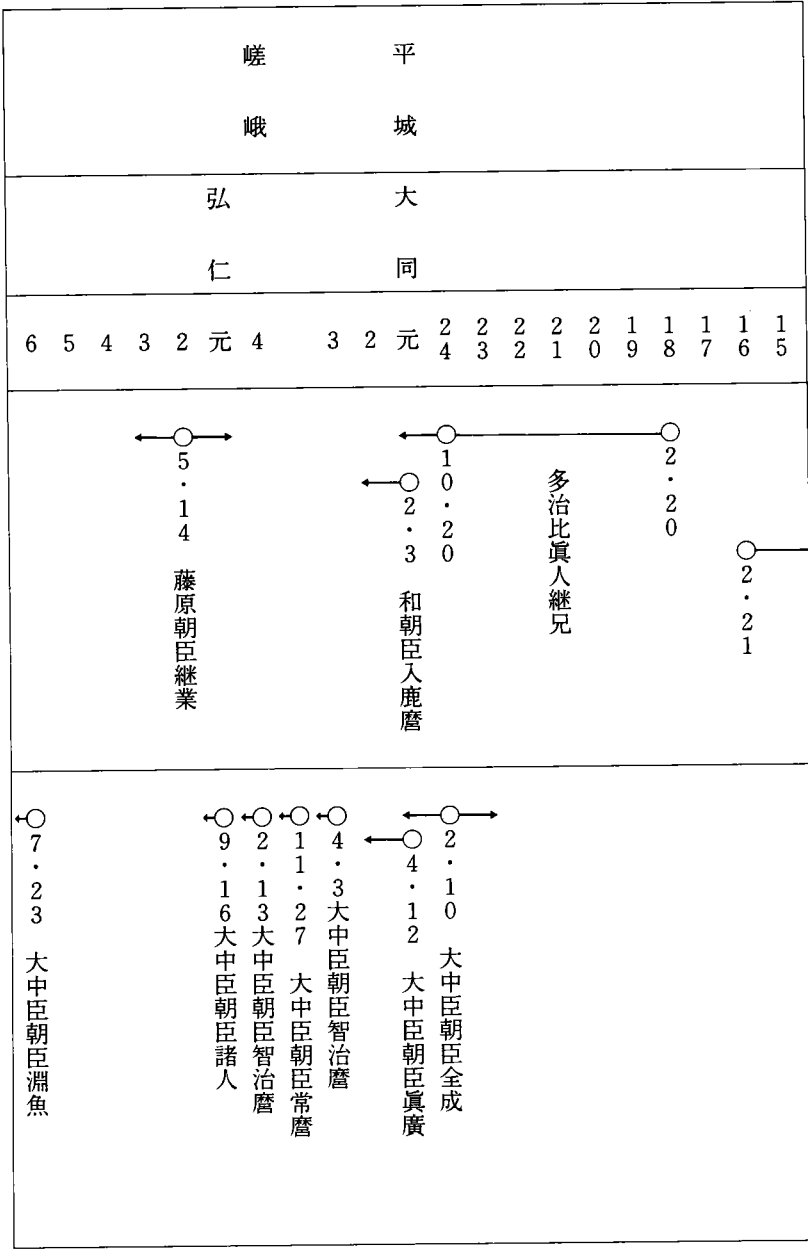
6 5 4 3 2 元 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 9 8 7  
0 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0



光	称	淳
仁	徳	仁
宝 亀	神護景雲 天平神護	天平宝字
5 4 3 2 元 3 2 元 2 元 8 7	6 5 4 3 2 元 8 7	
	<p>← ○ ○ → 大 中 臣 朝 臣 清 麿</p> <p>○ ————— ○ 9 · 3 0 石 川 朝 臣 年 足</p> <p>← ○ 1 2 · 1 文 室 眞 人 浄 三</p>	
<p>← ○ 4 · 2 0 大 中 臣 朝 臣 子 老</p>	<p>○ ————— ○ → 1 1 · 3 中 臣 朝 臣 毛 人</p>	





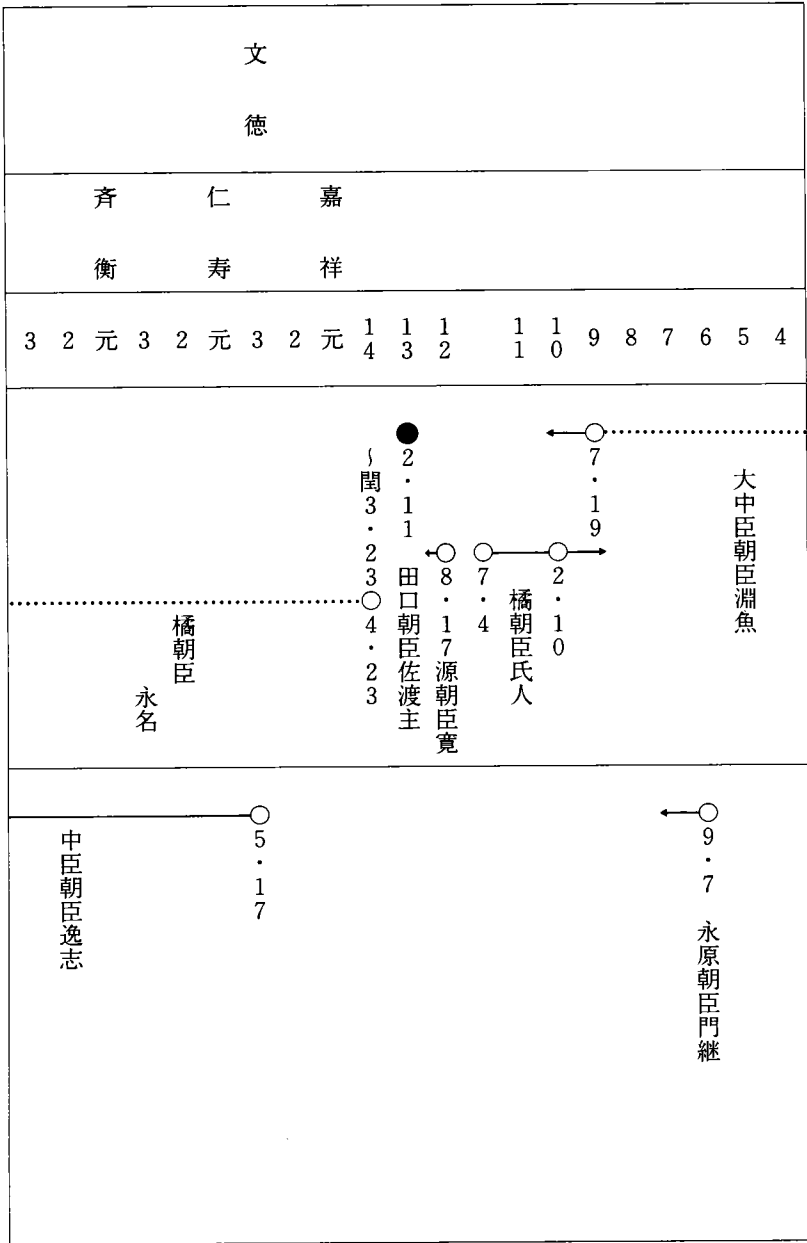


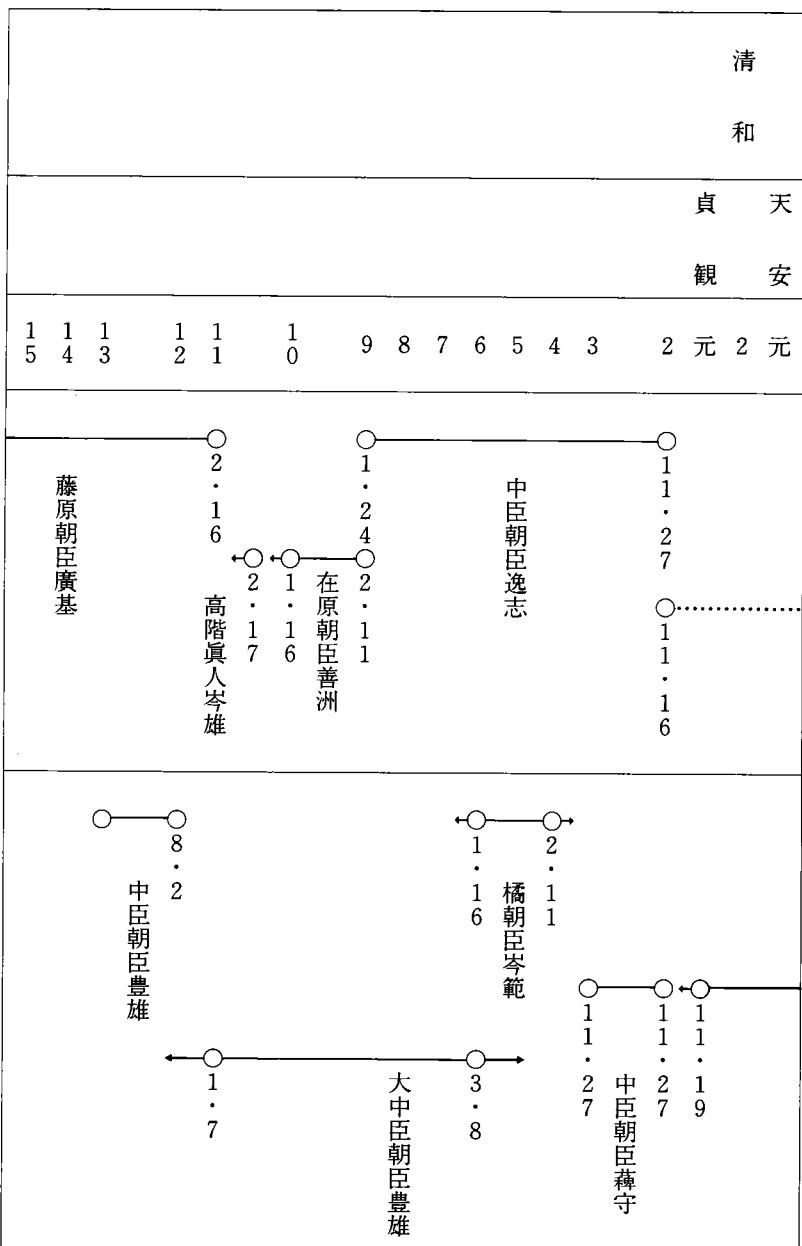
仁	淳
明	和

承	天
和	長

3 2 元 $\frac{1}{0}$ 9 8 7 6 5 4 3 2	元 $\frac{1}{4}$ $\frac{1}{3}$ $\frac{1}{2}$ $\frac{1}{1}$ $\frac{1}{0}$ 9 8 7
-------------------------------------	---

$\frac{6}{8}$	$\frac{1}{0}$
---------------	---------------





宇	光	陽
多	孝	成
寬	仁	元
平	和	慶
4 3 2 元 4 3 2 元 8 7 6 5 4 3 2 元 1/8		1/7 1/6
○ 9 · 1 1	棟 貞 王	○ 1 } 8 · 9 · 6 1 · 1 2 4 9 5 9
		藤原 朝臣良近
大 中 臣 朝 臣 有 本		○ 閏 4 · 7

醜

翻

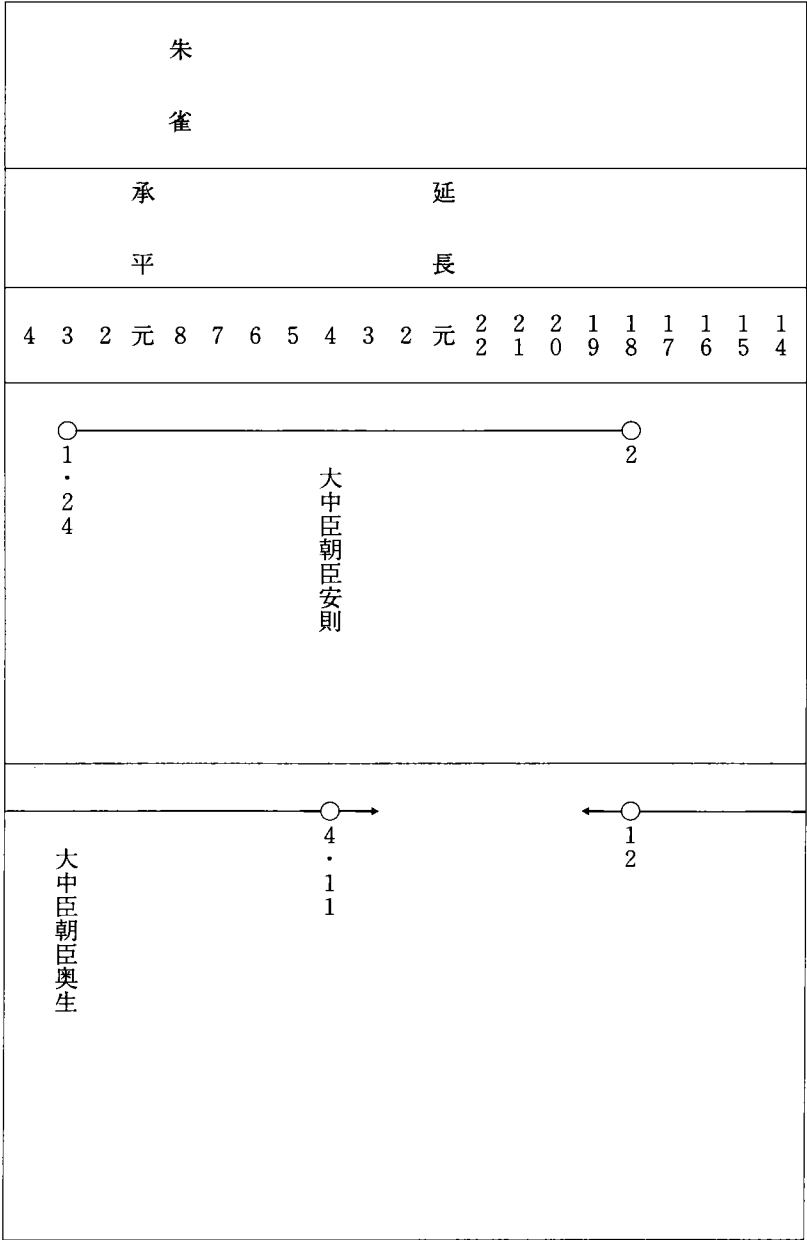
延 昌

喜 泰

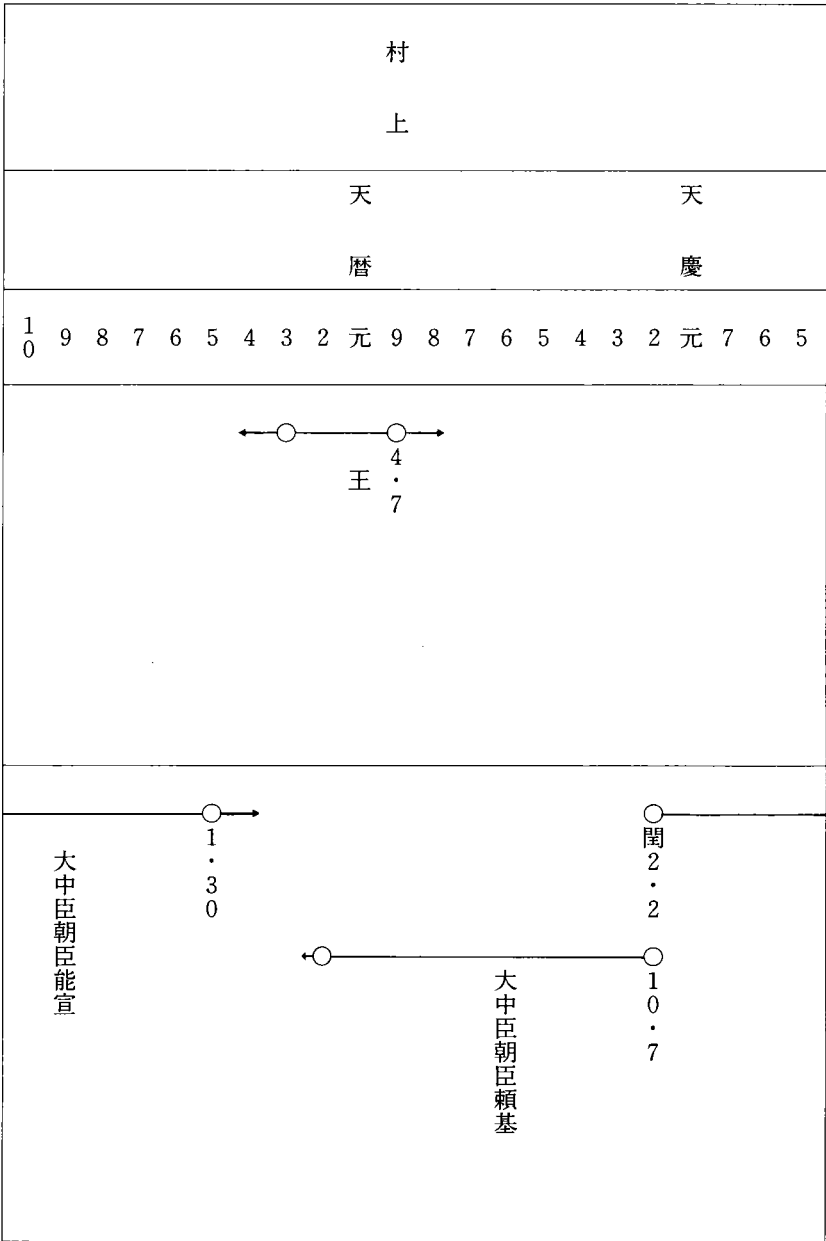
1 1 1 1 9 8 7 6 5 4 3 2 元 3 2 元 9 8 7 6 5  
3 2 1 0

大中臣朝臣安則

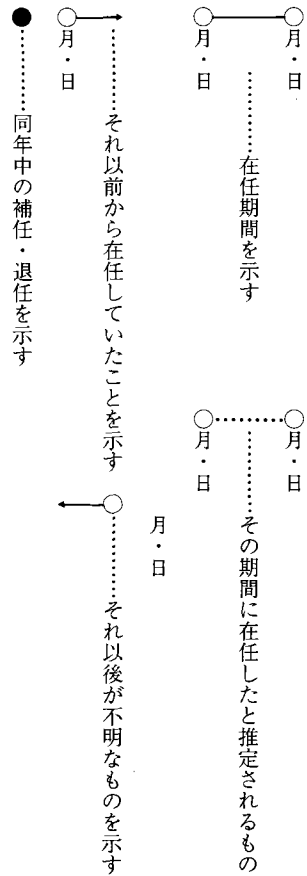
○  
2







凡例



以上の補任表により、ほぼ続けて中臣氏が神祇伯、もしくは神祇大副に補任されていることがわかる。

しかし、承和十年から嘉祥二年の間、中臣氏の補任が途絶えている。これは何によるものだろうか。その時期に補任者に橋氏が多いこと、また嵯峨天皇の皇后に橘嘉子があり、檀林皇后と呼ばれていた時代であることから考えれば、橋氏の勢力が伸張している中で、中臣氏の神祇官僚としての地位が橋氏によって奪われていたものと推察されるのである。また、換言すれば藤原良房が清和天皇の摂政となる天安二年以後は、中臣氏の補任が増えており、この点に於いて藤原氏の復権と軌を一にしているといえる。

それでは次に、神祇伯・神祇大副に於ける中臣氏と他氏の在任年数を整理して示すと次のようになる。(但し、数字が在任年数を表わす。任期が明白な場合はそれを使い、不明な場合は補任された年のみを一年間として求めた。)



武		光仁	称徳	淳仁	孝	謙	聖		武		元正	元明	文武	御代	
延暦6・3・22	延暦2・6・21		宝亀3・4・20	神護元	宝字3・10・15	勝宝6・4・5		天平19・5・1	天平15・6・30	天平10・5・24	天平4・9・5	宝亀元・2・10	和銅元・3・13		補任年月日
中臣朝臣常	中臣朝臣鷹主	大中臣朝臣子老	大中臣朝臣子老	大中臣朝臣清麿	中臣朝臣毛人	中臣朝臣清麿	中臣朝臣益人	中臣朝臣益人	中臣朝臣清麿	中臣朝臣名代	中臣朝臣廣見	中臣朝臣人足	中臣朝臣意美麿		氏姓名
大副	大副	伯	大副 伯	伯	大副	大副	大副	大副	大副	伯	伯	大副	伯		官職
			1	1	1	2		4				1	1		補任者小計

陽成	清和					文德	仁明	淳和	嵯峨	平	城		桓		
	貞觀 18・閏4・7	貞觀 12・8・12	貞觀 6・3・8	貞觀 2・11・17		嘉祥 3・5・17		天長 7・10	弘仁 6・7・23	弘仁 元・9・16	大同 3・11・27	大同 3・4・3	大同 元・4・12	延曆 24・2・10	延曆 8・3・16
大中 朝臣有本	大中 朝臣有本	大中 朝臣国雄	中臣 朝臣豊雄	中臣 朝臣禰守	中臣 朝臣逸志	中臣 朝臣逸志	大中 朝臣淵魚	大中 朝臣淵魚	大中 朝臣淵魚	大中 朝臣諸人	大中 朝臣常曆	大中 朝臣智治曆	大中 朝臣眞廣	大中 朝臣全成	大中 朝臣諸魚
大副	大副	大副	大副	大副	大副 伯	大副	伯	大副	大副	大副	大副	大副	大副	大副	伯
1	5					1	1	1	2	3		5			

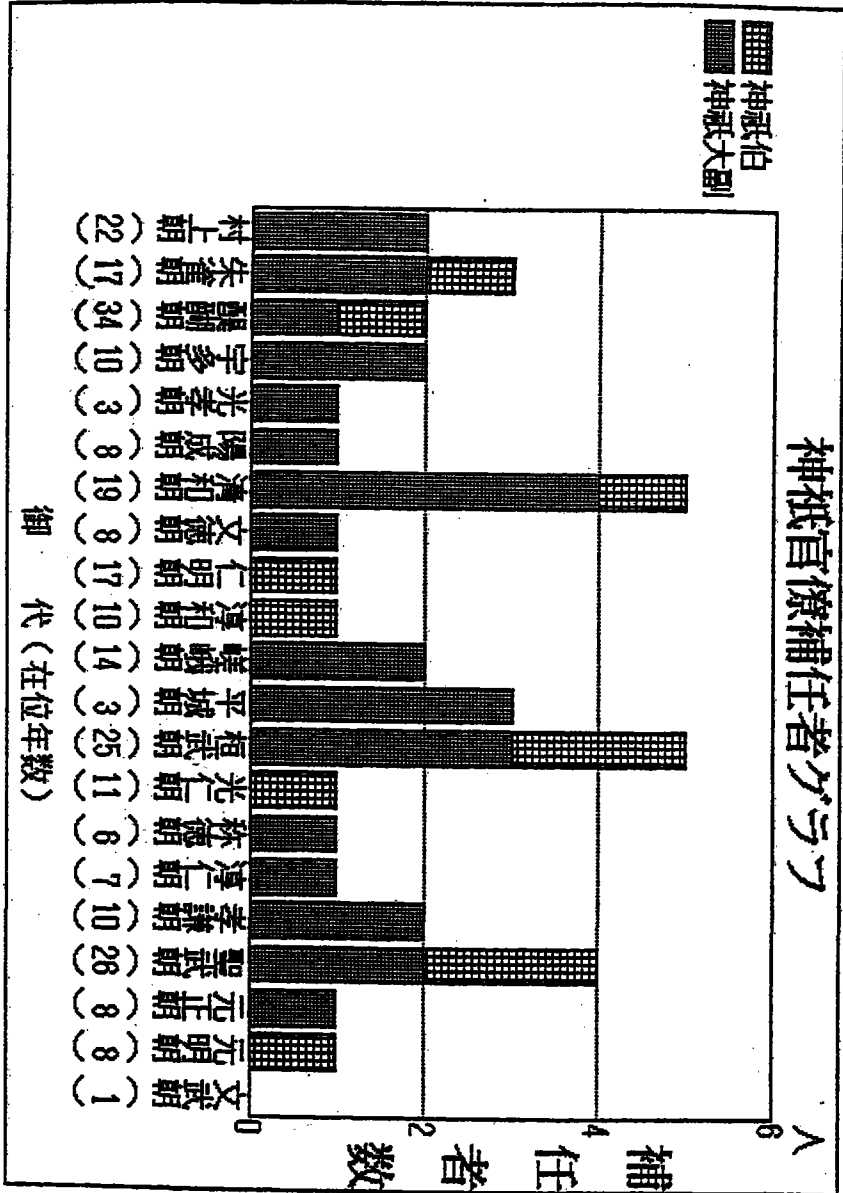
補任者数			御代	在位年数
計	大副	伯		
0	0	0	文武	1
1	0	1	元明	8
1	1	0	元正	8
4	2	2	聖武	26
2	2	0	孝謙	10
1	1	0	淳仁	7
1	1	0	称徳	6
1	0	1	光仁	11
5	3	2	桓武	25
3	3	0	平城	3
2	2	0	嵯峨	14
1	0	1	淳和	10
1	0	1	仁明	17
1	1	0	文徳	8
5	4	1	清和	19
1	1	0	陽成	8
1	1	0	光孝	3
2	2	0	宇多	10
2	1	1	醍醐	34
3	2	1	朱雀	17
2	2	0	村上	22

次にこの表を元に、補任者数を御代毎で示せば次の如くなる。

村上	朱雀	醍醐	宇多	光孝
天曆5・1	天慶8・12	延長18・2	寛平8 延長4・4・11	
大中臣朝臣能宣	大中臣朝臣頼基	大中臣朝臣安則	大中臣朝臣安則	大中臣朝臣有本
大副	大副	大副	大副	大副
2	3	2	2	1

そして、これを縦軸に補任者、横軸に御代をとり図示すると次の如くなる。

### 神祇官僚補任者グラフ



図に見る如く、天皇によりその在位年数に長短があるため、補任者数に多少の増減はあるものの、各御代で中臣氏の者が連綿として神祇官僚に任ぜられていることがわかる。従って、この点に関しては「神事に供するに依りて」との詔は、実際にもその通りおこなわれていたとみられる。

扱て、中臣氏のこのような神祇官僚への補任の状況に対して、政治官僚への補任はいかがであったか。

## 二 政治官僚としての中臣氏

次に、「政治官僚」としてはいかがであったか。この観点で、史料をみていくと、先の文武天皇二年（698）八月丙午条に「神事に供するに依りて」との詔のあった翌年、『続日本紀』文武天皇三年（699）十二月庚子条に、始置<sup>ニ</sup>鑄錢司<sup>一</sup>。以<sup>ニ</sup>直大肆中臣朝臣意美麿<sup>一</sup>爲<sup>ニ</sup>長官<sup>一</sup>。

とみられる如く、彼の中臣朝臣意美麿を「政治官僚」として補任しているのである。このことから中臣氏の者が政治官僚として、律令制下に於いてどのような存在であったを明らかにしたい。

もつとも、この文武天皇三年といえは、大宝律令の施行前である。そこで、大宝律令施行後、中臣氏の氏人の中で「政治官僚」に補任されている者の存否を調べてみると、その初見として『続日本紀』慶雲二年四月辛未条に、

（上略）從四位上中臣朝臣意美麿爲<sup>ニ</sup>左大弁<sup>一</sup>。（下略）

がみられ、律令体制下に於いてもやはり政治官僚として補任されていることが確認できた。しかもこれは五位以上の政治官僚としての補任である。

それではこの政治官僚についても、神祇官僚でおこなったと同じ方法を用いて整理したものが次の表である。



	孝		謙		聖			武		元正	元明	文武	御代		
宝字 6・正・9	勝宝 6・7・13	勝宝 3・8	勝宝元・8・10	勝宝元・8・10	天平 18・8・8	天平 10・閏7・7	天平 10・3・5	天平 9・12・23	天平 4・10・17	天平 4・8・17	天平 2・2・2	養老 2・9・19	和銅元・7・15	慶雲 2・4・22	補任年月日
中臣朝臣伊賀麿	中臣朝臣清麿	中臣熊凝朝臣百嶋	中臣丸連張弓	中臣朝臣益人	中臣朝臣益人	中臣熊凝朝臣百嶋	中臣朝臣清麿	中臣丸連張弓	中臣朝臣東人	中臣朝臣名代	中臣朝臣広見	中臣朝臣東人	中臣朝臣意美麿	中臣朝臣意美麿	氏 姓名
礼部少輔	左中弁	近江介	因幡守・造宮少輔	民部大輔・造宮少輔	主税頭	皇后宮亮・摂津亮	尾張守	皇后宮亮	兵部大輔	遣唐副使	右中弁	式部少輔・中納言	中納言	左大弁	官 職 名
	4				7						1	1	1	補任者小計	

光			仁			称			德			淳			仁		
宝亀10・9・4	宝亀8・10・13	宝亀5・3・5	宝亀3・4・20	宝亀2・5・14	宝亀2・閏3・1	宝亀2・3・13	宝亀2・正・23	景雲2・2・18	景雲2・2・18	景雲2・2・18	宝字8・10・20	宝字8・10・20	宝字7・正・9	宝字7・正・9	宝字6・12・1		
大中朝朝臣今麿	中臣伊勢朝臣子老	大中朝朝臣宿奈麿	中臣朝臣常	中臣朝臣子老	大中朝朝臣繼麿	大中朝朝臣清麿	中臣伊勢朝臣老人	中臣朝臣清麿	中臣朝臣清麿	中臣朝臣常	中臣伊勢朝臣老人	中臣丸連張弓	中臣丸連張弓	中臣朝臣鷹主	中臣朝臣清麿		
左兵衛員外佐	造宮少輔	下野守・阿波守	玄蕃頭・宮内大輔	中務大輔	勅旨省補・撰津亮・備中守・山背守	大納言・右大臣・東宮傳	中衛中將・皇后宮亮	中務少輔・美作介	中納言	阿波守	三河守	伊豫守	伊豫介	式部少輔・肥前守・遣唐使	文部大輔・左大弁・參議		
								5				4					

桓										武									
大同3・4・3	大同元・2・10	大同元・正・28	延曆23・6・9	延曆18・4・16	延曆7・11・25	延曆6・2・6	延曆4・正・27	延曆4・正・15	延曆元・9・9	延曆元・2・7	延曆元・閏正・17	延曆元・正・20		宝龜10・9・7					
大中臣朝臣智治磨	大中臣朝臣諸人	大中臣朝臣全成	中臣朝臣道成	中臣丸朝臣豊国	大中臣朝臣弟成	中臣伊勢朝臣老人	中臣朝臣鷹主	中臣朝臣常	大中臣朝臣子老	大中臣朝臣今磨	大中臣朝臣諸魚	大中臣朝臣繼磨	大中臣朝臣清磨	中臣朝臣諸魚					
右少弁・丹波守	右京亮	出雲守	典藥頭	斎宮頭	少納言・豊前守	主馬頭・木工頭・縫殿頭・遠江守	刑部大判事・信濃守・鑄錢司長官	民部少輔・治部大輔・紀伊守・治部大輔・宮内大輔	參議・宮内卿・右大弁・右京大夫・兵部卿・宮内卿	右大舍人助・刑部大判事	左大弁・兵衛大輔・左兵衛督・山背守・近江守	參議・少納言・右京大夫・左中弁・式部大輔・播磨守	衛門佐・大和守・但馬守・右少弁・治部大輔	右大臣	衛門佐・下野守・右衛士・中衛少將				
	1 3														9				

光孝	陽成	清和	文德	仁明	淳和	嵯峨	嵯峨	平	城					
		貞觀元・11・19	齊衡3・2・8	嘉祥3・9・11	嘉祥2・9・1	天長10・10・25	弘仁6・7・23	弘仁4・2・13	弘仁2・3・5	弘仁元・9・10	弘仁元・9・15	大同4・2・13	大同3・6・24	大同3・5・21
		中臣朝臣逸志	大中臣朝臣真主	中臣朝臣逸志	中臣朝臣逸志	大中臣朝臣淵魚	大中臣朝臣魚取	大中臣朝臣魚取	大中臣朝臣鯛取	大中臣朝臣常磨	大中臣朝臣智治磨	大中臣朝臣常磨	中臣朝臣豊国	大中臣朝臣鯛取
		内蔵頭	民部少輔・左京亮	内蔵頭	内蔵頭	撰津守	主税頭	民部少輔	筑後守	備前権守・伊豫守	治部大輔・備中守	右衛士佐・兵部少輔	大炊頭	筑前守
0	0	1	2	2	0	5						4		

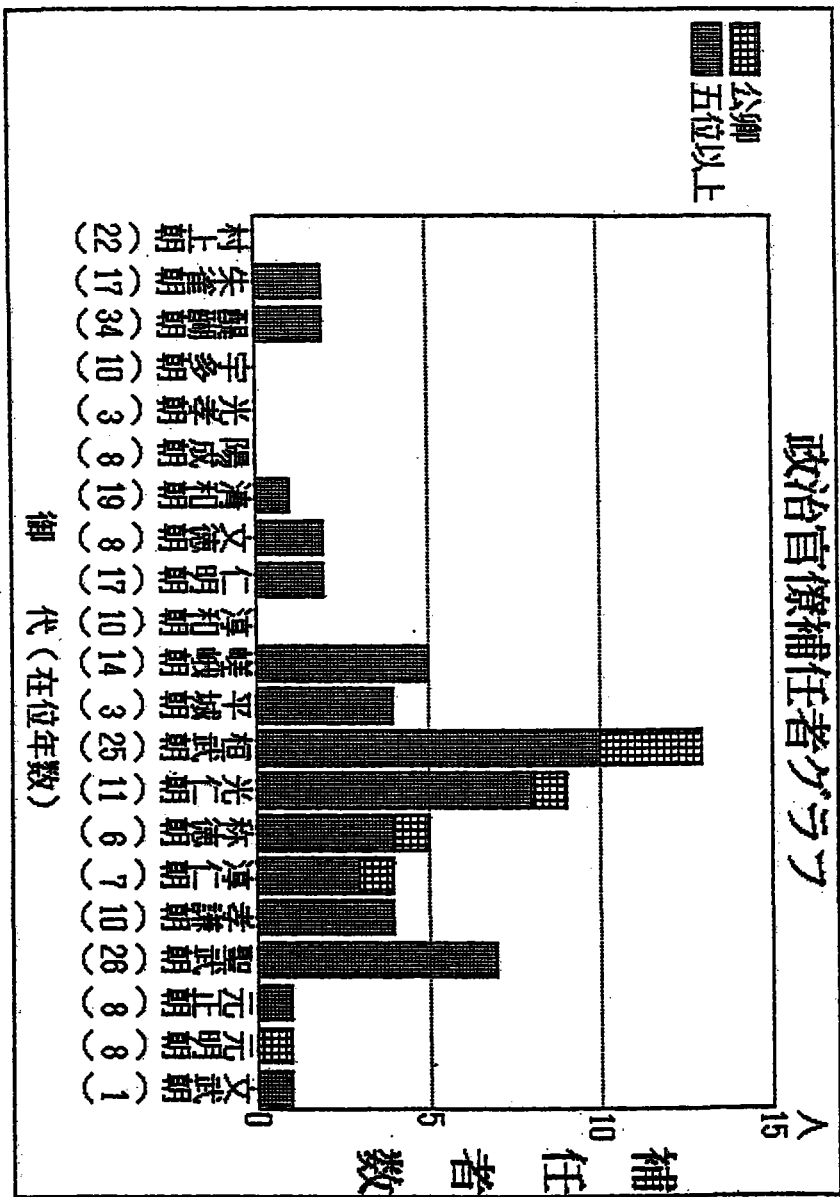
そして、これを縦軸に補任者、横軸に御代をとり図示すると次の如くなる。

補任者数			御代	在位 年数
総計	五位	公卿		
1	0		文武	1
1	0	1	元明	8
1	1	0	元正	8
7	7	0	聖武	26
4	4	0	孝謙	10
4	3	1	淳仁	7
5	4	1	称徳	6
9	8	1	光仁	11
13	10	3	桓武	25
4	4	0	平城	3
5	5	0	嵯峨	14
0	0	0	淳和	10
2	2	0	仁明	17
2	0	0	文徳	8
1	0	0	清和	19
0	0	0	陽成	8
0	0	0	光孝	3
0	0	0	宇多	10
2	0	0	醍醐	34
2	0	0	朱雀	17
0	0	0	村上	22

次にこの表を元に、補任者数を御代毎で示せば次の如くなる。

村上	朱	雀	醍	醐	宇多
	天慶2・12・11	承平5・3・7	延喜21・正・30	延喜5・7・28	
	大中臣朝臣定行	大中臣朝臣定行	大中臣朝臣安則	大中臣朝臣氏彝	
	下野守	下野守	伊勢権守	式部卿	
0	2		2		0

# 政治官僚補任者グラフ



これによってわかることは、中臣氏の者に政治官僚として補任されている者が多いという事実である。しかも、五位以上の政治官僚へ補任される者が決して少なくないのである。そして、文武朝から嵯峨朝に至る間、いずれの御代に於いても政治官僚へ補任されていることは、それが単に一時的な、また偶然的な補任ではないことを示しているのである。

従つて、これまで中臣氏といえは何の疑いも無く、神祇の家として半ば常識的に把握されていたのであるが、以上考察したことから、これまでの通説に対して何等かの修正が加えられなければならないと考えるのである。

また、こうした神祇官僚の中で、特に公卿に補任される者の存在が、中臣氏の中に確認されるのである。次にこの公卿に補任される者について考察を加えていきたい。

### 三 公卿としての中臣氏

ところで、「公卿」とは、太政大臣・左大臣・右大臣・大納言・中納言・参議と三位以上の京官をさすわけだが、これらは国家の政務を主導する地位であり、言うならば国家の意思を決定する重要な地位である。換言すれば、中臣氏の者が公卿として、そのような地位に就き、中央政界に於いて重要な働きをしているのである。

扱て、中臣氏の中で、そのような公卿となつたのは、具体的には中臣朝臣意美麿（文武朝）、中臣或は大中臣朝臣清麿（称徳朝・光仁朝・桓武朝）、大中臣朝臣子老（桓武朝）、そして大中臣朝臣諸魚（桓武朝）である。そこで、彼らがどのような官職を経て公卿に補任されていったを分析し、その性格を探り、さらにそのことが中臣氏にとって果たした意義について考察していくことにする。

まず、最初の公卿補任者である中臣朝臣意美麿についてみる。意美麿の官僚補任として、史上の初見は、

意美麿 国足一男。始為祭主。改祭官。字爲主者也。天武天皇。元任在任卅七年。

〔二〕所大神宮例文〕第八祭主次第

という、意美麿が天武天皇元年（671）年に祭主に任ぜられたことを示す記事である。これにより、意美麿が中臣氏の家職を継ぎ、神祇祭祀にあつたことがわかる。次は、『日本書紀』持統天皇紀称制前紀 朱鳥元年（686）（冬十月己巳条）である。

皇子大津謀反反發覺。逮捕皇子大津。并捕爲皇子大津所註誤直廣肆八口朝臣音櫃。小山下壹伎連博徳。與大舍人中臣朝臣麻呂。臣勢朝臣多益須。（中略）等卅餘人<sup>よ</sup>。

とあり、天武天皇の時、政治官僚としての登竜門ともいふべき、天皇の近侍官である大舍人となつていたのである。そして、その後「判事」（『持統天皇紀』三年（688）二月己酉条）に他の者とともに任ぜられており、意美麿が法律の有識者であつたことが伺われる。また、これが前述の史料にみる如く、大津皇子の謀反に連座したわずか三年後の補任であることは、一つに大津皇子が処刑された後、その関係者が許されたこと。また、当時大舍人という立場も影響しているのか、先の巨勢朝臣多益須等とともに任命されているのである。しかし、その巨勢朝臣多益須は最期は従四位下までの昇進に終わっていることから、意美麿は特に情勢の変化に対応する能力に優れ、元来非常に有能な人材であつたとも推察されるのである。

そして、その十一年後、「鑄錢司」の「長官」（『統日本紀』文武天皇三年（699）十二月庚子条）に任ぜられている。国家経済、とりわけ中国的律令国家を目指す当時としては貨幣鑄造のことは重要であつた。これを任ざれているということは、相当に信頼性の高い人物であつたことが察せられるのである。

その後、律令体制下に入つて「左大弁」（『統日本紀』慶雲二年（705）夏四月辛未条）に補任され、いよいよ政治の実務官僚に補任されていくのである。また、和銅元年（708）三月丙午条には、

以從四位上中臣朝臣意美麿爲神祇伯。右大臣正二位石川朝臣麻呂爲左大臣。大納言正二位藤原朝臣不比等爲右大臣。正三位大伴宿祢麻呂爲大納言。正四位上小野朝臣毛野。從四位上阿部朝臣宿奈麿。從四位上中臣



朝臣意美麿並爲「中納言」。(下略)

(「続日本紀」)

とあり、神祇官の長官である神祇伯と同時に、国政の意思決定をする公卿として、中納言の第六番目に列せられたのである。

ところで、この中納言補任は、『公卿補任』(慶雲三年丙午条)によれば、「不経三木」とある。このことより或いは、高島正人氏のいわれるように、<sup>(5)</sup>公卿正官の藤原氏連任を正当化するための嚆矢として、藤原不比等によって意図されたものかもしれない。しかし、むしろ以上考察したように、意美麿はもともと有能であったとみられること。また、その時の参議は実際には「正四位下下毛野朝臣古麿」だけであり、翌年には「十二月十六(十二イ)日」(「公卿補任」和銅二年己酉条)に古麿は卒しており、参議制の存在自体が怪しいこと等から、意美麿の中納言補任は、彼の実力によるものと考えられるのである。

いづれにして、彼の経歴は、家職としての神祇祭祀者から天皇近侍官、法制官僚、経済官僚、実務官僚、そして国政参議官僚兼神祇官僚というものである。これは意美麿の技量によるものと思われ、また、あくまで神祇官僚としての立場を中心として、その他の政治官僚の世界に進出して行ったものとみられる。

では、次に中臣氏の中で公卿に就任する中臣朝臣清麿について若干の考察を加えることにする。

清麿が史上その姿を初めて見せるのは、天平十年(738)三月五日付けの『上階官人歴名』(「大日本古文書」二四卷)に、

参河掾中臣淨万呂

との如く、清麿が地方官僚に補任されていたことを示す記事に於いてである。それではその後の彼の補任を見ると、

【中臣氏系図】に、

(上略) 去天平十二年十月任「神祇大祐兼式部大丞」。(下略)

とあるように、神祇官僚と人事一般を司どる式部省の下級官僚との祭政二方面の補任を受けていることがわかる。その年『二所大神宮例文』（第八祭主次第）に、

清麿<sup>天平十二年任</sup>

とあり、祭主に任ぜられたことが知られる。つまり、次第に神祇官僚としての性格が顕著になっていったものとみられる。

しかし、その後原因は不明であるが尾張守（『続日本紀』天平十七年（745）五月丙子朔条）に遷せられている。位階は昇進しているが、またもとの地方官僚となったわけである。『中臣氏系図』の記事などから、一時神祇官僚としての補任が断たれていたことが判る。

しかし、『二所大神宮例文』（第八祭主次第）に、

清麿

イ（再任）意美磨七男、祭官園子五代孫。中臣（朝）臣大字ヲ別（副）テ給。天平勝宝元年二月任。延暦七年廿八日薨八十七。遷任尾張守。

との如く、その後間もなく祭主に復任している。また、その五年後に「神祇大副」（『続日本紀』天平勝宝六年（754）七月丙午条）になっている。この如く、弁官局が宣旨・官符などを発布するという重要な職務をもっていることからすると、これに補任された清麿は、その実務官僚として非常に有能であったものと推察されるのである。

さらにその後『続日本紀』天平宝字六年（762）八月丁巳条に、

令<sup>三</sup>左右京伊從四位下藤原惠美朝臣文部大輔從四位下中臣朝臣清麻呂。（中略）等<sup>一</sup>。侍<sup>三</sup>于中宮院<sup>一</sup>。宣<sup>三</sup>傳勅旨<sup>一</sup>。

とあるように、文部大輔として、中宮院に侍していることから、内廷にも深くかかわっていたものとみられる。つまり、その頃までに政治官僚として相当の実力を持つようになっていたものと推察されるのである。その後『中臣氏系

図一に

(上略) 天平宝字(中略) 同八年九月轉<sub>レ</sub>伯。被<sub>レ</sub>叙<sub>二</sub>從四位上爲<sub>二</sub>參議<sub>一</sub>。(下略)

とみられる如く、神祇官僚の長となるともに政治官僚としても、国政審議官たる参議に就任しているのである。

尤も、実際には『続日本紀』天平宝字六年(762)十二月乙巳朔条に、

(上略) 又以<sub>二</sub>從三位藤原朝臣弟貞。從四位下藤原朝臣惠美朝臣訓儒麻呂。(中略) 中臣朝臣清麿。石川朝臣豊成爲<sub>二</sub>參議<sub>一</sub>。

とあり、『公卿補任』にも同様にみえることから、実際の参議への補任は少し前であったとみられる。しかしその時、神祇大副であったとみられることから、やはり公卿と神祇官僚を兼任していたのである。

さらに、公卿となった後に「左大弁」(『続日本紀』天平宝字七年(763) 春正月壬子条)を兼ねていることより、やはり実務官僚の能力に秀でたものがあつたと推察される。またその年の四月には、さらに「撰津大夫」(『続日本紀』天平宝字七年(763) 夏四月丁亥条)も兼ねていることから、外交にも長けた正に多才な人物であつたことが伺える。

そしてまた、「御後次第司長官」(『続日本紀』神護景雲元年(765) 十月辛未条)となつたことも知られ、礼式にも通じていたとみられるのである。その後「中納言」「御後次第司長官」(『続日本紀』神護景雲二年(768) 二月癸巳条)に任ぜられ、政治官僚としての権力を強めているのも、その才の非凡なるが故とみられるのである。

ところで、『続日本紀』神護景雲三年(769) 六月乙卯条に、

詔曰。神語有<sub>レ</sub>言<sub>二</sub>大中臣。而中臣朝臣清麻呂。兩度任<sub>二</sub>神祇官<sub>一</sub>。供奉无<sub>レ</sub>失。是以賜<sub>二</sub>姓大中臣朝臣<sub>一</sub>。

とあり、清麿は「大中臣朝臣」を賜姓されている。これは、この頃清麿が中臣氏の内部で、特に中心的存在となつていたとみられることから、他の中臣氏と区別するために中臣氏を中心という意味で「大中臣朝臣」を請い、許されたものと推察されるのである。

このことはその四年前に、

詔曰。神祇伯正四位下「大」中臣朝臣清麻呂。其心如<sub>レ</sub>名。清慎勤勞。累奉<sub>二</sub>神祇官<sub>一</sub>。朕見<sub>レ</sub>之。誠有<sub>レ</sub>嘉焉。是以。天皇嘉<sub>レ</sub>曰其心如<sub>レ</sub>名特授<sub>二</sub>從三位<sub>一</sub>。〔統日本紀〕天平神護元年（765）十一月庚辰条

との如く、神祇官僚としての実力を認められていたものとみられることから伺えることである。

そして『中臣氏系図』には、

（上略）同年三月六月丁酉（中略）授<sub>二</sub>正三位<sub>一</sub>。轉<sub>二</sub>大納言<sub>一</sub>兼<sub>二</sub>東宮傳<sub>一</sub>。

と見られ、また『統日本紀』宝龜二年（771）春正月辛巳条に、

（上略）大納言正三位大中臣朝臣清麻呂爲<sub>二</sub>兼東宮傳<sub>一</sub>。（下略）

と見られるように、政治官僚としての地位を拡大し、ついに『統日本紀』宝龜二年（711）年二月癸卯条に、

左大臣暴病。詔<sub>二</sub>大納言正三位大中臣朝臣清麻呂撰<sub>二</sub>行大臣事<sub>一</sub>。

とあるように、実質上の政治の中核となり、その翌月、三月庚午条（『統日本紀』）に、

詔<sub>二</sub>大納言正三位大中臣朝臣清麻呂。爲<sub>二</sub>右大臣<sub>一</sub>。（下略）

とある通り、政治官僚としての極位に達したのである。

以上のように、管見に及ぶ限り、清麿は非常に有能であり、且つ多才な人物であったことが伺えるのである。その為、神祇官僚としての立場を常に基本としながらも、それにとどまることなく、政治官僚としても成長し、むしろ政治官僚としての立場が、彼の本務とまでいえるような躍進を遂げたのである。

しかし、清麿が致仕した時、「右大臣正<sub>二</sub>二位<sub>一</sub>」（『統日本紀』）天応元年（781）六月庚戌条）であった。つまり、真の極位である左大臣にはなれなかったのである。これはその時適当な競争相手がいなかったことが一つの原因と考えられる。或は、中臣氏という氏族としての限界がそこにあったのかもしれない。

扱て、次に大中臣朝臣子老について考察を加えることにする。

子老の補任に関する記事として、史上初めて姿を見せるのは、『続日本紀』神護景雲二年（768）二月癸巳条に、  
（上略）從五位下中臣朝臣子老爲中務少輔。（下略）

の如く、天皇近侍官僚への補任を示す記事に於いてである。ところで、この子老がそれまでに神祇官僚となっていたかどうか、それを示す史料が現存していないので不明である。しかしその後、「美作守」（『続日本紀』神護景雲三年（769）六月己巳条）、「伊勢介」（『続日本紀』宝龜二年（771）五月己亥条）と地方官僚を歴任した後には、「神祇大副」（『続日本紀』宝龜三年（772）四月庚午条）に補任された記事が見えることにより、子老もやはり前の人と同じく、神祇官僚としての立場をもっていたことが判る。

そして、その翌年には『二所大神宮例文』（第八祭主次第）に、

參議宮内卿伯

清麿二男。即父讓。宝龜四年十月任  
子老 在位十三年。四月十九日蒙祭主官旨。

とあるように、父清麿の後継者として祭主に補任されて、その神祇官僚としての性格を強めている。さらに『続日本紀』宝龜八年（777）正月戊寅条に

以從四位下大中臣朝臣子老爲神祇伯。

とある如く、神祇伯に任ぜられていることが判る。ところがその間、政治官僚への補任を示す記事が見られないことからして、この数年間は主に神祇官僚として活動していたものとみられる。

しかし、その年の十月には「式部大輔」（『続日本紀』宝龜八年（777）年十月辛卯条）を兼務するようになったことが知られる。つまり、神祇官僚としての立場を基本としながら、政治官僚の世界へもその職を伸張させているのである。そしてその四年後に、やはり父清麿の致仕を受け、「參議」（『続日本紀』天応元年（781）六月甲寅条）となり、それから公卿として朝政にあたるのである。

それでは、その後の子老をみると『続日本紀』延暦元年（782）年九月戊子条に、

（上略）神祇伯從四位上大中臣朝臣子老爲兼右京大夫。

との如く、やはり神祇官僚の立場を中心として、他の政治官僚の世界へもその職權を拡大させていることが判る。

ところで、『続日本紀』延暦二年（784）五月丙戌条に次のような記事がある。

勅遣中納言正三位藤原朝臣小黒麻呂。從三位藤原朝臣種繼。左大弁從三位佐伯宿祢今毛人。參議近江中衛中將四位上紀朝臣船守。參議神祇伯從四位上大中臣朝臣子老。右衛士督正四位上坂上大忌寸苾田麻呂。衛門督從四位上佐伯宿祢久良麻呂。陰陽助外從五位下船連田口等於山背國。相乙訓郡長岡村之地爲遷都也。

これは、長岡京遷都に関する一連の記事の一つで、長岡京遷都の調査についてのものがあるが、この中に子老の名が見える。子老は「參議神祇伯」としてこの遷都調査団に加わっているのである。

そこで、この調査団の構成を見ると、「右衛士督」「衛門督」等の軍事的行政官や「陰陽助」がいる。さらに、子老は、「參議」という官職の他に、ここでは特別に「神祇伯」がつけられたことより、子老のこの調査団への参加は、參議としてよりも、むしろ神祇伯として参加したものと思われる。つまり、子老は參議となっても、やはりその基本はあくまで神祇官僚であったものと推察されるのである。

そして、その後子老は、「宮内卿」（『続日本紀』延暦四年（785）五月甲寅条・『同』延暦七年（788）十一月丁未条）に補任される他、「右大弁」（『続日本紀』延暦四年（785）秋七月己亥条）に任せられる等、いずれも「神祇伯如故」とはしているものの、政治官僚として、順調に成長していることがわかるのである。

以上考察したように、子老の場合も、神祇官僚としての立場はあくまで固持しながら、父清麿ほどではないが、政治官僚として成長していったのである。

それでは最後に、やはり清麿の子である大中臣朝臣諸魚についてみる。諸魚の神祇官僚としての補任を示す記事の

初見は『続日本紀』延暦八年（789）三月戊午条に、

以ニ從四位下大中臣諸魚ニ爲ニ神祇伯ニ。式部大輔左兵衛督近江守如レ故。（下略）

とあるように、神祇伯補任の記事である。ここで注目されるのは、その他に非常に多くの政治官僚としての職を兼ねていることである。これは諸魚のそれまでの経歴の複雑さを示しているようである。

ところで、これより前に諸魚が、神祇とかかわりを持つのは、『三所大神宮例文』（大八祭主次第）に、

左近衛大將伯

諸魚清德四男延暦五年二月任。延暦一六年二月廿日薨。五十五。

とあるように、祭主に任ぜられたというものだけである。

それはともかくとして、その延暦八年の時点までに、多くの種類の政治官僚を経たことだけは事実である。それでは、その後の補任状況を見てみる。『続日本紀』延暦九年二月庚午条に、

（上略）從四位上大伴宿祢潔足。從四位下石川朝臣眞守。大中臣朝臣諸魚。藤原朝臣雄友並爲ニ參議ニ。とあるように、ここに於いて諸魚は公卿となっているのである。

そしてその後、諸魚を「伊勢奉幣使」（『続日本紀』延暦十年（791）八月壬寅条・『日本紀略』桓武天皇延暦十三年（794）正月辛卯条）に任じたとの記事があるように神祇祭祀に深くかかわっていたことが判るのである。しかし、反面で「近衛大將」（『日本紀略』桓武天皇延暦十一年（791）四月乙巳条）に補任されたことも知られる。ところがここで注目されるのは「公卿補任」の延暦十六年（797）二月丁条の諸魚の伝記に、

傳云。諸魚性好ニ琴歌ニ。无ニ他才能ニ。

とあることである。また、同様のことが『日本後紀』延暦十六年二月丁丑条にもみられる。それによると、

參議左大辨近衛大將兼神祇伯正四位上大中臣朝臣諸魚卒。（中略）諸魚性好ニ琴歌ニ。无ニ他才能ニ。難レ在ニ哀制ニ。

乘レ興忘レ。貪ニ冒財貨ニ。營ニ求産業ニ。時議以レ此鄙レ之。

とあることから、これまで考察したような諸魚の経歴は、あまり実態を伴わないものであったと推察される。謂わば清磨の子として名目的な補任であったものとみられるのである。

以上、中臣氏の者の中で公卿に補任された四名について、若干の考察を加えた。ここで明らかになったことは、何れも、神祇官僚の立場を中心としながらも政治官僚として各分野に進出し、しかも非常に重要な役割を果たしているということである。

従って、中臣氏を把握する場合、神祇官僚としての枠の中だけで考察するというのでは、中臣氏の理解に於いてその半面をとらえたに過ぎないことになる。やはり、これまで学会に於いて何の疑問も無くとらえられてきた中臣氏Ⅱ神祇官僚という中臣氏に対するイメージは大きく訂正がされなければならないのである。

#### 四 中臣氏の門流

ところで、先の公卿になった四人の関係がいかようであったか、ここで改めて整理する。『中臣氏系図』を見れば、判るとおり意美磨と清磨は父子関係、清磨と子老・諸魚も父子関係である。従って、この公卿に任せられた四人は、国子流の父子・孫、兄弟の関係にあたるのである。

ここでまず注目されるのは、次のような『中臣氏系図』の記事である。

同年四月十九日大臣年老任<sup>レ</sup>重。不堪<sup>レ</sup>参<sup>ニ</sup>入<sup>リ</sup>於伊勢大神宮<sup>一</sup>。因<sup>レ</sup>以<sup>テ</sup>祭主職<sup>一</sup>讓<sup>ニ</sup>男從五位下子老朝臣<sup>一</sup>。爲<sup>ニ</sup>神祇大副<sup>一</sup>也。

これは、中臣氏の神祇官僚としての重要な職掌である祭主職を、清磨からその子の子老に相承するという内容のものである。

そして、このような相承は、祭主権だけには限らないようである。それは、『統日本紀』天応元年（781）六月



庚戌条の、

右大臣正二位大中臣朝臣清麻呂上<sub>レ</sub>表乞<sub>レ</sub>身詔許<sub>レ</sub>焉。因賜<sub>二</sub>几杖<sub>一</sub>。

に対応して、『続日本紀』天応元年（781）六月甲寅条に、

從四位上大中臣朝臣子老。（中略）爲<sub>二</sub>參議<sub>一</sub>。

とあるように、父清麿が右大臣を辞すと同時に、子の子老が参議に任ぜられているのである。また、『続日本紀』延暦八年（789）正月戊辰条に、

参議宮内卿正四位下兼神祇伯大中臣朝臣子老卒。（下略）

とあるのに対応して、翌年『続日本紀』延暦九年（790）二月甲午条に、

（上略）從四位下（中略）大中臣朝臣諸魚（中略）爲<sub>二</sub>參議<sub>一</sub>。

とあるように、兄の子老が参議を退くのに続いて、弟の諸魚が参議に補任されているのである。このことを一氏族としてみると、彼ら父子・兄弟の間で祭主権も含めた氏上権が相承されていることを物語るものである。このことは次にあげるような中臣氏に於ける門流の形成にも大きくかわるものと思われる。

ところで、『中臣氏系図』によれば、

中臣可多能祐大連公生<sub>二</sub>三男<sub>一</sub>。

一門  
一男小徳冠前事奏官兼祭官中臣御食子大連公。氏上。一云。御食足大連。山部歌子連女那爾毛古娘腹。

二門  
次小徳冠前事奏官兼祭官中臣國子大連公。氏上。一云。國形卿。一云。國巢子卿。御食子大連公同産。

次糖手子大連。陔并麻呂古連女米頭羅古娘腹。

とあるように、形成の理由は定かではないが、中臣可多能祐の子どもたちより御食子系を一門、国子系を二門、糖手子系を三門とする門流に分かれている。

そこで次に、この中臣氏の門流について、各門流毎の神祇官僚、政治官僚の補任の状況に着目して考察していくことにする。

次に示す補任表は、中臣可多能祐を第一代として『中臣氏系図』の位置書をもとに、神祇官僚と政治官僚の補任数を、各門流の代毎に示したものである。(但し、数字は補任者数を示す。)

世代数		門流		門		門		門		
11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
						1			(1)	
					1					
1										
									(1)	
			1	1	3	2				
	1					2				
		1		1	2	3	1		(1)	
4	1	3		2	1					
3	2		3	1	2					
					2	1	1		(1)	
1	2	2	2	7	3	2				
4	4		7	9	2					
		1					1	1		
			1							
							1	1		
		1		1						
	1	1	1		1	1				



姓された時点では、他の門流との間で極端な差異は見られない。しかし、この「大中臣朝臣」を賜姓された神護景雲三年（769）当時に、清麿は公卿として補任されていた。また、その力も先に考察したように相当に大きかったものとみられる。

つまり、清麿は「大中臣朝臣」を賜姓され、中臣氏の中心となり、またその名の通り、清麿の子孫たちは、中臣氏の中の大中臣氏として、その勢力を拡大していったものとみられるのである。換言すれば、大中臣氏のそのような繁栄は、清麿の力によるものであり、中臣氏内部に於ける二門により官僚補任の独占は、この清麿の功績によるものといっても過言ではあるまい。

このように考察していくと、先の清麿・子老・諸魚の間に氏上権の相承があつたかどうかは明白になろう。また、先述の如く、清麿・子老・諸魚の間の公卿補任の状況と清麿の力を考えれば、その公卿補任も相承されていったものとみてよいであろう。

従つて、本来ならば、次に諸魚の子か、或いはその弟等に相承されるべきものであつたと考えるのである。しかし、それが諸魚で止っているのは、先にもみたように「性好琴歌、他无才也」とある如く、また「時議以此鄙之」とされ、諸魚が公卿たるに十分な人柄ではなかつたことにより、諸魚は、次に相承できなかつたものと推察されるのである。

つまり、諸魚以後、中臣氏のなかに公卿となるものが現れなかつたのは、諸魚の責によるものとみられるのである。また、後でみるように、中臣氏が平城朝以降、政治官僚としての地位を次第に失い、神祇官僚の世界に沈潜することの原因もここにあると考えられるのである。

しかしいづれにしても、律令時代、中臣氏の内部に於いては、その勢力を二門が独占したものとみられるのである。そして、その原因は「大中臣朝臣」を賜姓された清麿の力とみてよいであろう。

そしてこれで、政治を家職とする藤原氏の南家・北家・式家・京家という四家の内、北家がその主流となるのに対して、神祇を家職とする中臣氏の三門の内、(第)二門が、その主流となつていったという、謀らずも同じような状況になつていったのである。

## 五 律令体制下に於ける中臣氏の存在形態

それでは、以上個別にみた律令体制下に於ける中臣氏の存在形態を全体としてまとめてみることにする。まず先に得られた「神祇官僚」・「政治官僚」の補任の結果を合わせて図示すると次頁の如くなる。

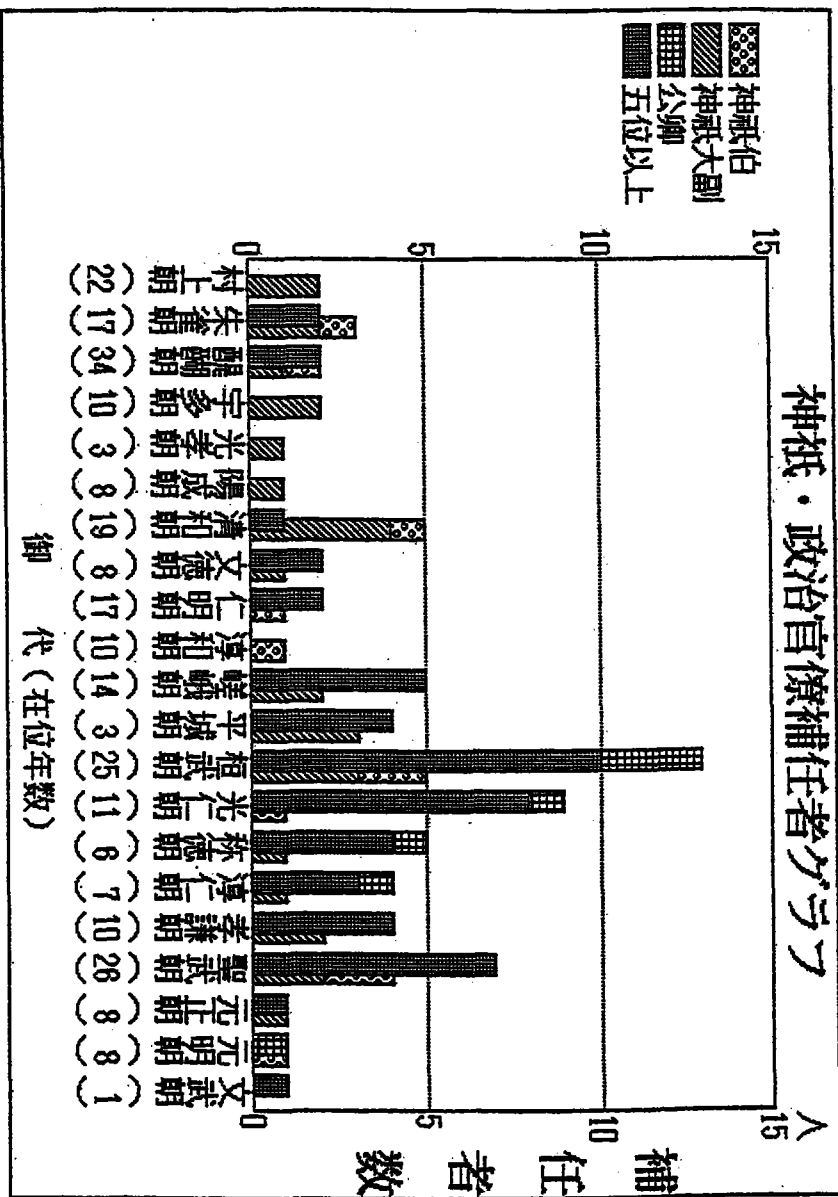
そこでこれをもとに次に整理していくことにする。「神祇官僚」としての中臣氏」で考察したように、中臣氏は、神祇官僚の中心的存在として、神祇伯・神祇大副に補任されている。そして、その神祇官僚としての地位は、比較的安定していたとみられるのである。

しかし、中臣氏は、そのような神祇官僚として、その枠の中だけにとどまるのではなく、「政治官僚」としての中臣氏」でみたように、政治官僚に補任されて、その方面にも勢力を拡大していったのである。しかも、「公卿」としての中臣氏」でみた通り、それは公卿となり、国政の中樞にまで達する者を出すような状況であった。

つまり、このことより、従来一般にとらえられてきたように、中臣氏といえは、即ち神祇官僚という考え方は適当ではなく、勿論神祇官僚の立場を中心とはしながらも、政治官僚の世界に進出していき、中臣氏という氏族全体としての勢力を強めていったのである。換言すれば、意美麿以下四人の公卿補任者を出したことで、その勢力はより一層強化、発展せられ、それが光仁朝から桓武朝にかけて、政治官僚に多くの補任者を出した由縁であろう。

そしてまた、「中臣氏の門流」で考察した、中臣氏の一門・二門・三門の内、二門の他の門流に対する優位性もまたそのことによるものとみられるのである。つまり、律令体制下に於いて、このように中臣氏は、その氏族としての

# 神祇・政治官僚補任者グラフ



勢力を伸ばし、神祇官僚の世界から、大きく政治官僚の世界に進出して、その地位を築いたものとみられるのである。しかし、ここで注目されるのは平城天皇以後である。これ以後、中臣氏の中に公卿として補任されるものの存在を見ず、それ以下の政治官僚としては、幾らかの補任者を出すものの、その数は漸次減少していくのである。これは、先述したように、諸魚が無能であり、これ以後に中臣氏の者の中に後継者を立てるに至らなかつたためとみられる。そして、そのことから、次第に中臣氏は政治官僚の世界から、本来の神祇官僚の世界に沈潜していったものとみられるのである。

ところでこの時代、藤原氏では式家が光仁天皇・桓武天皇の時期に武家の藤原百川が勢力拡大の基を築き、さらに平城天皇の頃には藤原朝臣葉子が、天皇に取り入って勢力を伸ばした。しかし、いわゆる葉子の変により、式家やこれに連座した南家が衰退していったのである。しかし、一方でこの乱によって設置された天皇の側近ともいべき蔵人頭に、北家の冬嗣（弘仁元年（810）三月十日）が就任し、次第にその力を蓄えたのである。

その後、承和の変（承和九年（842）年七月）、続いて応天門の変（貞観八年（866）閏三月一日）によって他の有力な氏族を藤原北家は排斥していったのである。そしてその年、貞観八年八月十九日には、冬嗣の子、良房が太政大臣となり、臣下としては始めて摂政となったのである。その後良房の養子、基経が閔白となる等、この時代は、北家を中心とした藤原氏の成長が続き、後の摂関政治への前段階ともみられる藤原氏北家の政界独占が達成されつつあった時代なのである。逆に中臣氏はこのような時に次第に神祇官僚の世界に沈潜していったのである。

つまり、藤原氏が政治の中核として、藤原氏といえは政治の家といわれる如くなつたのと、奇しくも軌を一にして、中臣氏といえは神祇の家といわれる如くなつたのである。

従って、文武天皇二年（698）の詔によって意図した、「藤原」は政治に、「中臣」は神事にという藤原氏と中臣氏に於ける祭政の分離は、実際には約二〇〇年後の平城天皇以降、次第にその現実をみせていったのである。

そして、藤原氏に於いては北家が、中臣氏に於いては二門が、それぞれ政治の家、神祇の家の中心となっていたのである。

おわりに

このように本考察では中臣氏、或は大中臣氏について、律令体制の下に於いてのみ取り上げてきた。考察の手法としてこのような方法を採用し、少々粗つぽさがあったとも思われるが、一氏族をとらえる場合の一つの手段としてご批判をいただきたい。また、はじめにも述べたが、律令制になる以前、或は律令制後の姿についても明らかにしていく必要がある。さらに、伊勢神宮の祭祀者としての中臣氏の在り方、具体的には「祭主」「大神宮司」についての考察も残された課題である。後の考察で明らかにしていきたい。

註

- (1) 本居宣長大人 『本居宣長全集』巻一 八八三―四頁(古事記傳十五)  
「中執り臣」とし、ナカトリオミからナカトミ  
津田左右吉氏 『日本古典の研究』五二〇頁……宣長に同じ  
田村 円澄氏 『藤原鎌足』二〇頁……宣長に同じ  
上田 正昭氏 『藤原不比等』四五頁……宣長に同じ  
太田 亮氏 『姓氏家系大辞典』第三卷 四二〇―四一五頁……地名説  
前之園亮一氏 『「中臣」名義と「中臣連」姓の成立』(『古代文化』二七の二・二八頁)  
……「臣」を「オミ」と読む以外に「ミ」と読む



(2) 河野 省三氏 「中臣祓について」『神協雜』一一一—〇

丸山 二郎氏 「中臣氏と鹿島香取の神」『日本古代史研究』

「鹿島香取の神と中臣氏についての疑」『歴史地理』五四—五

西 寅夫氏 「中臣祓の文献について」『國學院雜誌』三七—三

橋 純一氏 「齋部氏と中臣氏の祖神」『国語と国文学』一五—一六

黒田 源次氏 「中臣祖神攷」『天和文化研究』一五・一六

篠谷 良造氏 「中臣・齋部の職分」『神道史研究』一一—四

岩橋小弥太氏 「中臣と忌部」國學院大学日本文化研究所紀要二〇

桑原 正史氏 「中臣氏と帰化系氏族」『新潟史学』四

岡本 義信氏 「新撰姓氏録に於ける中臣氏の傳承」『國學院雜誌』四八の一

佐伯 有清氏 「新撰姓氏録逸文にみえる中臣東人」『続日本史研究』四—五

池田 源太氏 「物部・中臣二氏の居地に依る有交關係と可能性」『日本書紀研究』八

岩本 次郎氏 「右大臣大中臣清麻呂の弟」『日本歴史』三一—九

山田 英雄氏 「中臣鎌足伝について」『日本歴史』五八

前川 明久氏 「中臣氏に関する歴史地理的一考察」『古代文化』八〇—二 三三—二二

井上 辰雄氏 「卜部氏の研究—その傳承と性格」『歴史人類』一六

岩井 隆次氏 「中臣氏の本貫について」『古代文化』三四

横田 健一氏 「中臣氏と卜部」『日本書紀研究』

志田 諱一氏 「中臣氏傳承の成立と背景」『史元』五

(3) 上田 正昭氏 「藤原不比等」四〇頁

(4) 「角川第二版 日本史辞典」古代日本要図による

(5) 「藤原不比等の藤原氏振興策」『立正大学文学部論叢』七—一八頁